

第11回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年2月25日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 4番 成田 俊英委員 | 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 |
| 7番 村上 正人委員 | 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 |
| 12番 大畑 礼子委員 | 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 |
| 16番 田井 克廣委員 | 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬女公美委員 |
| 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 13番 松下 裕幸委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平
農地業務担当員 吉田 理人 農地業務担当員 藤本 恵美
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- 1番 志賀 忠浩委員
2番 山崎 隆史委員
6. 議事日程
- 会期決定について 平成31年2月25日(1日)
- | | |
|--------|----------------------------|
| 報告第26号 | 現況証明願について(市街化区域) |
| 報告第27号 | 農業委員会のあっせん証明願について |
| 議案第57号 | 現況証明願について |
| 議案第58号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について |
| 議案第59号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第60号 | 河川法第34条許可申請に係る進達について |

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第11回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に1番、志賀忠浩委員、2番、山崎隆史委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日2月25日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありました。報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
報告第26号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページでございます。報告第26号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページでございます。

公簿地目が牧場である、[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]氏、他1名のうち、[]氏より現況証明願があり、1月25日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページでございます。

公簿地目が牧場である、[]、他1筆、合計[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願があり、2月12日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は[]が駐車場、[]が建築済地でしたので、2月13日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第27号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、報告第27号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番ですが、 氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月6日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第27号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第57号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書12ページでございます、議案第57号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番ですが、資料は14ページと15ページでございます。

公簿地目が畑である、 他1筆、合計 m²の土地について、所有者である 氏の代理人である、土地家屋調査士の 氏より現況証明願がございました。

2月14日、音別地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、いづれも農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の成田俊英委員から報告をお願いします。

委員
成田委員

議案第57号「現況証明願」について調査報告いたします。

所在地は、 他1筆、合計面積 m²、公簿地目

が畑となっており、所有者は■■■■氏で、申請者は土地家屋調査士■■■■氏より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成31年2月14日、音別地区委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施したところ、該当地は農地、採草放牧地以外で、利用状況は2筆とも山林であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
野村会長

成田委員、ありがとうございました。
それでは、議案第57号「現況証明願」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第57号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第57号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書16ページにございます、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書17ページの表の1番ですが、資料は18ページから23ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他29筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成31年2月8日に合意解約を行い、同日通知がございました。

本件は合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書24ページでございます、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書25ページの表の1番ですが、資料が27ページと28ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番ですが、資料が29ページから31ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

次に、議案書26ページの表の3番ですが、資料が29ページと32ページから36ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他29筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の野澤勲委員から報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」について1番の報告をいたします。

申請の内容は、 氏が所有する の、面積 ㎡の土地のうち、 ㎡について、 氏に賃貸借を行うものです。

この件について、平成31年1月11日、釧路地区農業委員4名及び事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

野澤委員、ありがとうございました。

次に、2番と3番について、調査委員長の 委員から報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち2番と3番について調査報告を致します。

2番と3番は借主が同じでありますので、一括報告いたします。

2番の申請の内容は、 氏が所有する 他4筆、合計 ㎡の農用地について、3番の申請の内容は、 氏が所有する 他29筆、合計 ㎡の農用地についてで、それぞれ に賃貸借を行うものです。

これらの件について、平成31年2月15日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、2番と3番につきましては、 の関係でありますので、大畑礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番を審議した後に、2番と3番を審議することと致します。

それでは、1番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定致します。

次に、2番と3番を審議致しますので、大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番と3番について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番と3番については、原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。

(大畑委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

2番と3番は、原案のとおり決定致しました。
それでは次に、議案第60号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書37ページにございます議案第60号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で2件の許可申請がございました。

議案書38ページの表の1番ですが、資料は39ページと40ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[]の[]㎡について、[]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[]氏に譲渡するものです。

なお、本件は権利を有する[]氏が死亡しているため、相続人である[]氏より申請があったものでございます。

次に、表の2番ですが、資料は41ページと42ページにございます。

北海道が管理する仁々志別川の河川敷地、[]の[]㎡につ

いて、■■■■氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、■■■■氏に譲渡するものです。

なお、本件は権利を有する■■■■氏が死亡しているため、相続人である■■■■氏より申請があったものでございます。

以上の2件の「河川法第34条許可申請に係る進達について」ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成31年2月25日

議長

野

村

照

明

署名委員

志賀忠浩

署名委員

山崎隆史